



市議会ホームページ
QRコード

庁舎を泉町に移転する議案を 3分の2以上の特別多数議決で可決



- 令和元年第4回定例会を、11月28日から12月20日までの23日間の会期で開催
 - ⇒各会派等が、庁舎移転に関する議案に対する賛成・反対討論 3面
 - ⇒21人の議員が一般質問を行い、市長等と議論 4~9面
 - ⇒市長提出議案24件、委員会提出議案2件を議決 10面

新庁舎建設地に決定した泉町都有地（泉町二丁目）

佐渡市との 交流について



国分寺市議会では、令和元年10月17日から18日にかけて、姉妹都市の提携を結んでいる新潟県佐渡市を訪問し議会交流を行いました。

佐渡市とは、1200余年前に建立された武蔵国分寺と佐渡国分寺のとりもつ縁で、平成元年4月に旧・真野町と姉妹都市提携の盟約が結ばれ、佐渡市誕生後の平成17年2月に改めて姉妹都市提携を盟約しました。

今回、正副議長を含めた議員11人を派遣し、更なる相互理解を深めるための議会交流や、佐渡市の先進的な事業について視察研修を行いました。

〈議会交流〉

テーマ 「議会だよりの編集について」「議会活性化の取り組みについて」

両市における議会だよりの記事作成や編集方法について及び本会議・委員会の開催状況やライブ・録画配信などの現状と課題について、意見交換しました。

〈行政視察〉

テーマ 「レジ袋の有料化について」

事業概要や課題などの講義後、実際に現地の小売店を訪問し、お店の方のお話を伺いました。

そのほか、佐渡金銀山ガイドダンス施設「きらりうむ佐渡」等も視察しました。



シリーズ 国分寺市議会⑩

特別多数議決とは

議会では、予算や条例などの議案は、出席議員の過半数により決定することが原則となっています。

しかし、住民への影響が特に大きい重要な案件の決定については、より慎重な判断が求められることから、地方自治法などに規定された要件での出席議員の同意が必要です。これを特別多数議決といいます。

国分寺市議会でも、先日行われました令和元年第4回定例会において、「国分寺市役所位置変更に関する条例について」が地方自治法第4条に該当し、特別多数議決により可決されました。

なお、過半数議決では、議長は表決で賛否を表さず、可否同数の場合に可否を決めます。しかし、特別多数議決では、可否同数がないため、議長は表決で賛否を表します。

◎今回の特別多数議決の要件等について

根拠条文等	内容	要件①	要件②
地方自治法第4条	地方公共団体の事務所の位置決定又は変更に関わる条例制定について	議員定数の半数以上の出席	議長を含めた出席議員の3分の2以上の同意